

令和3年度 第2回恵那市廃棄物減量等推進審議会

令和3年5月18日(火)
午後1時30分～
恵那市役所4A会議室

1. あいさつ

2. 会長あいさつ

3. 議事

議題1 恵那市ふれあいエコプラザ条例の一部改正

議題2 し尿処理手数料の口座振替について

議題3 答申について

4. 答申

5. その他

6. 閉会

令和3年度第1回

恵那市廃棄物減量等推進審議会議事録

日時：令和3年4月26日（月）13時30分～

場所：恵那市役所4A会議室

-
1. 委嘱書の交付
 2. あいさつ
 3. 自己紹介
 4. 会長・副会長の選出
 5. 会長・副会長あいさつ
 6. 報告 地域資源回収拠点について 概要と経過報告
 7. 諮問
 8. 議事
 - 議題1 恵那市ふれあいエコプラザ条例の一部改正
 - 議題2 し尿処理手数料の口座振替について
 9. その他
 10. 閉会
-

はじめに

13:30 開会

■司会

本日はお忙しい中、ご出席いただき、誠にありがとうございます。

会議に先立ちましてお手元の資料を確認させていただきます。

- (1) 会議次第、委員名簿、席次表
- (2) 資料1： 地域資源回収拠点の概要
- (3) 資料2： 恵那市ふれあいエコプラザ条例の一部改正について
- (4) 資料3： し尿処理手数料の口座振替について

以上の 6点を配布しています。資料の不足等はありませんでしょうか。

本日は、新型コロナウイルス感染症対策として、マスクの着用、手指の消毒、検温の実施について、ご協力いただきありがとうございます。会議の説明につきましても、なるべく短時間で行うよう心掛け、審議会終了時間は、午後3時00分を予定していますので、ご理解とご協力をお願いします。

また、本日の会議は、「恵那市附属機関等の会議の公開に関する要綱」に基づき、原則公開とし、会議録につきましても公表してまいります。

定刻となりましたので、令和3年度第1回恵那市廃棄物減量等推進審議会を開催いたします。進行を務めます環境課の山村です。よろしくお願いいたします。

それでは、次第に沿って、進行させていただきます。

はじめに水道環境部、次長鈴木から、恵那市廃棄物減量等推進審議会についてご説明いたします。

環境次長：本審議会は恵那市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第14条の規定に基づき設置されており、委員は、地域推薦の市民・事業者・廃棄物処理業者・学識経験者より20名以内で構成されております。条例第14条第2項の規定により一般廃棄物の減量、再利用の促進等に関する事項について、市長の諮問に応じ審議し、市長に答申する諮問機関となります。運営については、恵那市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第22条第5項の規定により委員の半数以上の出席が無ければ開催できませんが、本日は委員20名中11名の出席を頂いておりますので、本審議会は開催できる旨ご報告いたします。

1. 委嘱書の交付

■司会（事務局） それでは次第1 委嘱書の交付を行います。

恵那市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第14条第4項の規定に基づき委嘱書の交付をさせていただきます。委嘱期間は令和3年4月1日から2年間となります。第1回目の会議が本日となりますので、遡りでの交付となりますのでご了承ください。また本来であれば、委員の皆様お一人お一人にお渡しすべきところですが、コロナウイルス対策として、既に配布させていただきました。お名前等、お間違えないかご確認をお願いいたします。

2. あいさつ

■司会（事務局） 次第2 恵那市水道環境部長 柘植がごあいさつ申しあげます。

3. 水道環境部長あいさつ

■水道環境部長 日頃から環境行政にご理解・ご協力をいただき誠にありがとうございます

ます。さて本日は令和3年度第1回恵那市破棄物減量等推進審議会を開催いたします。大変急な開催に関わらずご出席いただき、誠にありがとうございます。

恵那市は平成16年10月に合併しまして、それ以後現在まで人口が約8500人減っております。令和3年4月1日現在の人口は49,000人弱と50,000人を切ってしまいました。人口は減っておりますが、世帯数では1,100世帯増えており年々地域のごみステーションが増えているのが現状です。

昨年度家庭から出る可燃ごみは、約7,200トンで7年前の平成24年度と比べると、600トンの減少となっております。1人当りで計算すると排出量はそれほど変わっておりません。今後ごみの減量をどのように行っていくか、委員の皆様と知恵を出し合っていきたいと思っております。

本日は市長の諮問に応じこの会でご審議いただき、次回第2回審議会で答申をいただく予定となっております。皆様の忌憚のないご意見をよろしくお願いいたします。ご理解とご協力をお願いし、あいさつとさせていただきます。

4. 自己紹介

■司会（事務局） それでは、今年度第1回の審議会ということで自己紹介に入りたいと思います。会長から時計回りで、所属とお名前をお願いします。

〔委員と職員が自己紹介を行う〕

5. 会長副会長の選出

■司会（事務局） ありがとうございます。それでは、次第の4の会長、副会長の選出をしたいと思っております。

恵那市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第22条第1項に基づき委員から互選して、会長・副会長を置くこととなっておりますがどのように決めさせていただきますでしょうか？

■委員 事務局一任。

ありがとうございます。あらかじめ事務局からお願いさせていただいた方がございますので、皆様方にご了承いただき、ご報告により選出とさせていただきたいと思っておりますがいかがでしょうか。

～異議なし～

ありがとうございます。会長に中京学院大学 江畑様 副会長に長島地域の井上様をお願いします。

それでは、江畑様・井上様 会長・副会長席へご移動ください。

■司会（事務局） 会長あいさつ 江畑会長をお願いします。

■会長 皆様こんにちは。この度本審議会の会長を拝命しました江畑と申します。至らぬ点多々あるかと思いますが、恵那市の為に審議を進めて行きたいと思っております。よろしくお願いいたします。

■司会（事務局） ありがとうございます。続きまして井上副会長をお願いします。

■副会長 皆様こんにちは。事務局より依頼がありましたので重責ではありますがお受けさせていただきました。皆様と一緒に議事を進めて行きたいと思っております。よろしくお願いいたします。

6. 報告 地域資源回収拠点について 概要と経過報告

■司会（事務局） それでは議事に先立ちまして令和元年開催された本審議会に提出した議案、地域資源回収拠点について、委員の皆様も変わってお見えになりますので、その概要と経過報告をさせていただきます。

■環境次長 地域資源回収拠点について 概要と経過報告 説明

7. 諮問

■司会（事務局） これから諮問書を水道環境部長柘植より江畑会長にお渡しします。

[水道環境部長より江畑会長に諮問書を読み上げ渡す。]

■司会（事務局） それでは、次第の8の議事に移りますが、議長につきましては恵那市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第22条第4項の規定に基づき、審議会の会議は会長がその議長となる、とありますので江畑会長議事の進行をお願いいたします。

8. 議事

1) 恵那市ふれあいエコプラザ条例の一部改正

■議長 ただ今諮問書を受領しましたので、これより議事に入りたいと思います。よろしくをお願いします。

議題1 「恵那市ふれあいエコプラザ条例の一部改正」事務局から説明願います。

[審議する内容について事務局より説明]

■議長 ありがとうございます。ただ今議題1について説明いただきましたが、ご質問ありませんでしょうか？

■委員 ここでは医療廃棄物は入っていますか。

■事務局 この施設では医療廃棄物は回収しておりません。

■委員 医療廃棄物に関係した条例などは恵那市はありますか。

■事務局 恵那市廃棄物の処理及び清掃に関する条例かと思えます。

■委員 コロナワクチンの針の処理についてはどうですか

■事務局 医療廃棄物として処分することとなっています。

■議長 他意見ありますか。

■委員 フードバンクとは。

■事務局 フードバンクとは、企業さんから過剰在庫や包装不良などにより商品にならない食材を頂いて、必要としているご家庭や団体にお配りする事業です。現在は子育て支援課で行っており、母子寡婦福祉会を対象としてお配りしています。

■委員 どのくらいの間隔でおこなっていますか。

■事務局 月1回です。現在は実施者は子育て支援課で行っており、場所をエコプラザに変更した形ですが、今後主体となって行っていく予定です。

■議長 今回の主題は休館日の変更かと思えますが、その辺に関してはご意見ないでしょうか。

■委員 休館日の変更について、広報など市民周知をお願いします。

■事務局 市民の皆さんにご理解いただけるような周知をしていきたいと思えます。

■委員 条例中、市長の認めるところ、というのがありますが、この条文を適用できなかったのでしょうか。

■事務局 内部検討いたしました。条文に沿った形で運営が望ましいという結果となり、これにより条例変更をおこなうものです。

■議長 それでは議題1「廃棄物処理手数料の見直しについて」は、事務局案でよろしいかと諮りいたします。賛成の方は挙手をお願いします。

<全員挙手>

2) し尿処理手数料の口座振替について

ありがとうございました。

続きまして

議題2「し尿処理手数料の口座振替について」事務局から説明願います。

[審議する内容について事務局より説明]

■議長 ありがとうございました。ただ今議題2について説明いただきましたが、ご質問ありませんでしょうか？

■委員 周知について、チラシなどできめ細かく行っていただきたいと思います。

■事務局 広報誌や個別にポスト配布、HPや販売店、振興事務所などでお知らせします。

■委員 キャンペーンとは

■事務局 口座登録をして頂いた方に、ゴミ袋のプレゼントを予定しています。

■委員 そのような形で積極的に登録して頂ける方法をとらないと移行が進まないと思います。また、コロナ発症の世帯の汲み取りの対処はどうでしょうか。

■事務局 ウイルス活性は2週間で失活するとのこと。2週間をおいてから実施するよう指導をしていく方針です。

■委員 住民の方々に安心する方法をとっていただきたいです。

■議長 ご意見ありがとうございました。他のご意見はありませんか。

■委員 このし尿汲み取り券の口座振替はだんだんとし尿券から口座振替に移行させたいという思いがあると思いますが、市民からみたら方法が3つになり有難いんですが、市役所としては手間が増えるのではないですか。もしそうであれば、し尿汲み取り料金の上乗せとかは無いですか。最終的に口座振替のみにしていく方針なのか、ただ単に市民サービスなのかを教えてください。

■事務局 市民サービスをメインに考えています。独居高齢者も増えてきますし、販売店も減少してきます。そこを考えると支払方法の追加によって利便性が上がると考えます。

■環境次長 キャッシュレスの時代でもあり、口座振替を考えるものですが、今後口座登録率の具合をみて、し尿券の販売終了も考えていきます。但しし尿券自体は金券でもある

ので、制度自体の廃止は行わない方針です。

■委員 汲み取り料金は口座振替でもし尿券を使っても同じでしょうか。

■事務局 同じです。

■委員 将来的に汲み取り料金に反映されることはありませんか。

■事務局 いまのところは考えていません。

■委員 浄化槽は業者との直接やりとりですが、し尿汲み取りは市が入っています。なぜ浄化槽と同じように業者と直接にしないのですか。

■委員 私がお答えします。処理責任の所在がそれぞれ違います。浄化槽の場合は設置者に責任があり、直接業者とやり取りします。し尿については市町村が収集の責任を負っています。

■委員 指定管理で行っている業務も多々ありますが、そのようには出来ないのでしょうか。

■環境次長 し尿に関しては一般廃棄物の扱いで、処理責任は市町村にあります。恵那市のし尿汲み取りは業者さんに委託契約しています。この関係性はこのままとなります。許可制もありますが、その場合、市内で業者により金額の差がでる可能性があります。

■議長 よろしかったでしょうか。その他ご意見はございませんでしょうか。

なければ、議題2「し尿処理手数料の口座振替について」は、事務局案でよろしいかお諮りいたします。賛成の方は挙手をお願いします。

<全員挙手>

■議長 本会で審議いただきました「恵那市ふれあいエコプラザ条例の一部改正」の案につきましては本日から5月14日（金）までパブリックコメントを行います。5月18日（月）13：30に第2回の審議会にて、パブリックコメントの意見を受け市長に答申となりますのでよろしくお願いいたします。

審議事項が全て終了しましたので、これで議長を退任させていただきます。慎重審議ありがとうございました。

9. その他

■司会（事務局）江畑会長ありがとうございました。

その他でございますが、先ほど会長からもお話がありましたが、第2回恵那市廃棄物減量等推進審議会を5月18日（火）13:30にこの会場で開催いたします。本日提案させていた

できました、廃棄物処理手数料の見直し及び火葬場使用料の見直しについて、パブリックコメントの結果を踏まえ、当審議会より市長に答申となりますのでよろしく願いいたします。

ご案内については、後日送付させていただきます。

10. 閉会

それでは、閉会の言葉を井上副会長よろしく願いいたします。

■井上副会長 長時間にわたり慎重審議ありがとうございました。これもちまして令和3年度第1回恵那市廃棄物減量等推進審議会を閉会いたします。

15 : 00 閉会

パブリックコメント（意見募集）

恵那市ふれあいエコプラザ条例の一部改正（案）への意見

令和3年6月、条例公布日より恵那市ふれあいエコプラザ条例を下記変更（案）のとおり改正いたします。

第2条の次に次の1条を加える。

（施設）

第2条の2 プラザに次の施設を置く。

（1） 屋内施設

（2） 屋外回収施設

第5条を次のように改める。

（休館日）

第5条 プラザの休館日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日とする。

（1） 屋内施設 日曜日及び月曜日並びに12月29日から翌年1月3日までの日

（2） 屋外回収施設 年中無休

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めたときは、あらかじめ市長の承認を得て、休館日を変更することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

【変更理由】

・24時間回収可能な屋外回収場の設置により条例中の施設設定、運営日、運営時間等の変更が必要であるため。

・新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、来場者の分散を考え、場外回収場を設置したことによる来場者の三密の回避、さらに屋内施設の休館を日曜日と月曜日にするにより日曜日の来場者を分散させ密集・密接を避け、来場者に安心な施設運営を行う。

・平成25年より施行されている障がい者優先調達推進法基本方針では、物品や役務の提供に障害者支援施設に配慮した納期を設定するよう努めることとされている。障がい者雇用において、屋内施設の休館を日曜日と月曜日にするにより労働環境を整えていく配慮を行う。